クレジットカード(法人向け・コーポレート向け)の会員規約・規定・特約の改定について

2025年3月14日

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

クレジットカードの会員規約・規定・特約(以下「規約等」といいます)の改定についてご案内いたします。

なお、本ご案内は、規約等に定められた規約変更手続きに則り、お客さまとの間のカード取引に係る契約を変更させていただくものです。

※今年の4月または5月頃に、法人会員さまおよびコーポレートカード会員さまが弊社所定の方法で携帯電話番号を登録いただくことで本人認証サービス(3Dセキュア)を利用いただくことが可能になることに伴い、「本人認証サービス(3Dセキュア)に関する特約」(以下「本特約」といいます)を新設いたします。その内容についてご案内いたします。

1. 対象カード(法人向け)

LEXUS CARD

2. 効力発生日

2025年4月21日より改定後の規約等が適用となります。

3. 改定内容

改定内容は以下のとおりです。

◆本人認証サービス(3D 世キュア)を利用してインターネットショッピング等をするにあたってのルールに関する特約の新設

◆本人認証リーCス(3D セキュア)を利用してインターネットショッとフクミ	
改定前	改定後
(新設)	本人認証サービス(3Dセキュア)に関する特約の新設
(新設)	第1条(目的)
(新設)	本規定は、トヨタファイナンス株式会社(以下「TFC」といいます)が発行するクレジットカードのうち、第2条(定義)で定める3Dセキュアの利用ができるTFC所定のクレジットカードに係る会員規約(以下「会員規約」といいます)に付帯して適用され、3Dセキュアの内容や利用方法等を定めるものです。
(新設)	第2条 (定義)
(新設)	本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規定において特に定めのない用語については、会員規約におけるものと同様の意味を有します。
(新設)	(1)「法人会員」とは、TFC 所定の法人用クレジットカードの会員を いいます。
(新設)	(2)「コーポレート会員」とは、TFC 所定のコーポレートカードの会員 をいいます。
(新設)	(3)「法人・コーポレートカード使用者」とは、TFC 所定の法人用クレジットカードおよび TFC 所定のコーポレートカードのカード使用者をいいます。
(新設)	(4)「会員」とは、法人会員およびコーポレート会員の総称をいいます。
(新設)	(5)「3D セキュア」とは、インターネットショッピングその他 TFC が認め た取引によるショッピングを、クレジットカードで行おうとするに際して、

	TFC 所定の方法で法人・コーポレートカード使用者の本人認証を行うものをいいます。
(新設)	(6)「ワンタイムパスワード」とは、3 D セキュア利用者が3 D セキュア を利用する際に、TFC から都度発行を受け、1 回に限って利用できるパスワードのことをいいます。
(新設)	第3条(携帯電話番号等の登録)
(新設)	1.法人・コーポレートカード使用者が3Dセキュアを利用するためには、TFCに3Dセキュアで使用する携帯電話番号の登録が必要です。法人・コーポレートカード使用者は、TFCに電話する方法その他のTFC所定の方法により、3Dセキュアで利用する携帯電話番号を正確に登録します。携帯電話番号の登録を正確にしていない場合、TFCからのワンタイムパスワードの受信および3Dセキュアでのショッピングができないことがあります。
(新設)	2.法人・コーポレートカード使用者は、第 1 項の登録をクレジットカード毎に行います。
(新設)	第4条(利用方法等)
(新設)	1.3Dセキュアによる認証を行う場合、法人・コーポレートカード使用者は、インターネットその他TFCが認めた取引によるショッピングでの利用に際して、TFCが要求した場合に、TFCから3Dセキュア利用者が登録した携帯電話番号へのショートメッセージサービスその他のTFC所定の方法で通知するワンタイムパスワードを入力します。TFCは、入力されたワンタイムパスワードと、TFCが通知したワンタイムパスワードが一致した場合は、その入力者を法人・コーポレートカード使用者本人と推定して扱います。
(新設)	2.TFC は第1項の認証の結果を加盟店に通知します。
(新設)	3.法人・コーポレートカード使用者は、第 1 項のほか、その他の規定 および TFC が通知または公表する注意事項等に基づいて、3 D セ キュアを利用します。
(新設)	4.TFC は、第 1 項に定める 3 D セキュアの認証方法を追加または変更する場合があります。
(新設)	第5条(管理責任)
(新設)	1.法人・コーポレートカード使用者は、TFC から自己に発行されるワンタイムパスワードが 3 D セキュアにおいて利用されるものであることを認識し、厳重にその管理をします。
(新設)	2.会員および法人・コーポレートカード使用者は、TFC に登録した携帯電話番号宛にワンタイムパスワードが送信されることを認識し、ワンタイムパスワードを受信するモバイル端末(以下「モバイル端末」といいます)を厳重に管理します。
(新設)	3.会員および法人・コーポレートカード使用者は、ワンタイムパスワードの受信または認証に使用する端末(以下、モバイル端末を含み「端末」といいます)の紛失・盗難等の事実もしくは3Dセキュアによる認証を他人に不正に利用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに(ただし、直ちに通知することが不可能なやむを

	得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに)、TFC に TFC 所定の方法でその事実を通知するとともに、被害状況およびワンタイムパスワードや当該端末の管理状況等についての TFC による調査に協力します。また、会員および法人・コーポレートカード使用者は、ワンタイムパスワードまたは端末の紛失、盗難または詐取等に遭い、それにより 3 D セキュアによる認証を他人に不正に利用された場合には、速やかに所轄の警察署に届出を行います。
(新設)	4.他人にクレジットカード番号、有効期限およびセキュリティコード等、クレジットカードでのショッピング時に利用する情報(以下「カード情報等」といいます)を使用された場合(端末にカード情報等を登録するなどして、当該端末が決済手段として使用された場合を含みます)であって、その際にワンタイムパスワードが使用されたときには、それらの利用代金は会員の負担とします。ただし、ワンタイムパスワードの管理につき、法人・コーポレートカード使用者に故意または重大な過失が存在しない場合には、この限りではありません。
(新設)	第6条(禁止事項)
(新設)	会員および法人・コーポレートカード使用者は、3 D セキュアの利用 にあたって、以下の行為を行ってはなりません。
(新設)	(1)ワンタイムパスワードを第三者に開示し、使用させ、または譲渡す る行為
(新設)	(2)コンピュータウィルス等の有害なプログラムを3Dセキュアに関連 して使用または提供する行為
(新設)	(3)TFC またはカード発行会社の権利を侵害する行為、および侵害 するおそれのある行為
(新設)	(4)法令または公序良俗に反する行為
(新設)	第7条(免責)
(新設)	1.TFC は、3D セキュアに使用する電子機器、ソフトウェア、暗号技術などにつき、その時点における一般の技術水準に従って合理的なシステムを採用し、保守および運用を行いますが、TFC はその完全性を保証するものではありません。
(新設)	2.TFC は、TFC の責めに帰すべき事由がある場合を除き、3 D セキュアの利用に起因して生じた会員および法人・コーポレートカード使用者の損害について、責任を負いません。
(新設)	3.通信障害、通信状況、端末やソフトウェアに起因する事由、加盟店に起因する事由その他 TFC の責めに帰すべきでない事由により、会員および法人・コーポレートカード使用者が正常に本規定に定める3D セキュアの提供を受けられなかったこと、またはカードを利用できなかったことにより、会員、法人・コーポレートカード使用者または第三者に損害または不利益が生じた場合でも、TFC は一切その責を負いません。
(新設)	4.会員および法人・コーポレートカード使用者に損害が生じた場合、TFCに故意または重大な過失がある場合を除き、TFCは通常生ずべき損害(逸失利益その他特別の事情によって生じた損害を含みません)の範囲内で責任を負います。

(新設)	第8条(3Dセキュアの一時停止)
(新設)	1.TFC は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生する
	おそれのある場合は、事前に公表または会員および法人・コーポレー
	トカード使用者に通知することなく、3 D セキュアの全部または一部
	の提供を停止する措置をとることができます。
(新設)	2.TFC は、システムの保守等、3D セキュアの維持管理またはセキュ
	リティの維持に必要な対応を行うため、必要な期間、3 D セキュアの
	全部または一部の提供を停止できます。この場合、TFC は会員およ
	び法人・コーポレートカード使用者に対し、事前に公表または通知し
	ます。ただし、緊急的な保守、セキュリティの確保、またはシステムの負
	荷集中の回避等の緊急を要する場合においては、事前の公表および
	通知をすることなく、3 D セキュアの提供を停止します。